

令和3年度居宅介護指摘事項一覧

21事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	指摘法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第12条第4項、 障発1206001号通知第三の3(22)④	11
		一部従業員について、雇用契約書が確認できませんでした。早急に書面で雇用契約を行ってください。	都条例第155号第12条第2項、 障発1206001号通知第三の3(22)②	1
		事前提出された勤務シフト表と勤務実態に大きな乖離があり、勤務シフト表に記載されていない従業員がサービスを行っていた事例がありました。実態に合わせた勤務シフト表を作成してください。	都条例第155号第12条第1項、 障発1206001号通知第三の3(22)①	1
2	アセスメント	初回も含めて必要な時期にアセスメントが行われていませんでした。初回の居宅サービス計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、居宅介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第10条第2項、 障発1206001号通知第三の3(16)②	7
		アセスメントが初回しか行われていませんでした。初回の居宅介護計画作成時のみならず、計画変更時、利用者の状態像に変化があった時等には、居宅介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第10条第2項、 障発1206001号通知第三の3(16)②	1
3	実施状況の把握・評価説明	居宅介護計画の実施状況の把握を行っておらず、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っていませんでした。居宅介護計画を作成後は、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行ってください。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第10条第4項、 障発1206001号通知第三の3(16)①④	7
4	計画の作成	居宅介護計画が作成されていませんでした。また、サービス等利用計画の交付を受けていない事例やサービス等利用計画の内容が居宅介護計画に反映されていない事例がありました。サービス等利用計画の内容を踏まえて居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付してください。	都条例第155号第10条第2項、第3項、 障発1206001号通知第三の3(16)	4
5	秘密保持	法人役員と事業所職員を兼務する職員や管理者、一部の従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第155号第36条第2項、 障発1206001号通知第三の3(27)②	3
6	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び 第34条の28第1項	3
7	変更届	サービス提供責任者等が変更になった際の変更の届出を出された書類が確認できませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に都知事へ届け出てください。	支援法第46条第1項、 支援法施行規則第34条の23	2
8	法定代理受領の通知	法定代理受領により区市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた際に、受領した介護給付費の額を利用者に通知していませんでした。利用者に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第27条第1項、 障発1206001号通知第三の3(13)①	2
9	衛生管理	管理者を含め、全ての従業員が健康診断を受診していませんでした。受診を勧奨し、結果を確認してください。	都条例第155号第34条第1項、 障発1206001号通知第三の3(24)①	2
10	従業員の員数	一部の従業員の勤務実績について、居宅介護事業所として必要な勤務時間数が確保されておらず、常勤換算方法で2.5人以上の員数を満たしていませんでした。常勤換算方法で2.5人以上の人員基準を満たすようにしてください。	都条例第155号第5条、 障発1206001号通知第三の1(1)①	1
11	サービス提供の記録	サービス提供の記録について、具体的なサービス内容が記載されていない事例がありました。また、サービス提供時間について、移動支援の時間を合算して記載している事例がありました。各サービス種別のサービス提供時間が明らかになるよう、サービス種別毎に記録を残してください。	都条例第155号第23条第1項、 障発1206001号通知第三の3(9)①	1
12	給付費の算定 (2級のサービス提供責任者)	ホームヘルパー2級資格を持つサービス提供責任者について、平成30年4月から10/100、令和3年4月から30/100の減算を行うべきところ、適切に減算が行われていませんでした。サービス提供責任者は早期に介護福祉士、実務者研修等の資格取得に努めるとともに、適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の注9の2、 障発1031001号通知第二の2(1)⑪	1